

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第127号）

- 1 本件公開請求に係る公文書の内容（諮問案件第190号）
平成22年度に河川課が行った流量観測の業務委託報告書
- 2 本件公開請求に対応するとして特定された公文書
 - (1) 平成22年度水文調査（加賀地区水位・流量観測）業務委託報告書
 - (2) 平成22年度水文調査（能登地区水位・流量観測）業務委託報告書
- 3 公開決定等の内容
 - (1) 公開決定等
一部公開決定
 - (2) 非公開部分
受託者の従業員の氏名及び印章
 - (3) 非公開理由
条例第7条第2号に該当
特定の個人を識別することができる個人情報に該当するため。
- 4 担当課（所） 土木部河川課
- 5 異議申立て等の経緯

ア H23. 3. 30 公開請求	エ H24. 3. 30 諮問
イ H23. 4. 13 一部公開決定	オ H25. 5. 2 答申
ウ H23. 4. 18 異議申立て	

6 諮問に係る審査会の判断結果

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、公開された報告書は電子納品特記仕様書等に合致しておらず、実施機関の完了検査に合格したものとは思えないので、公開された報告書の外に、これらに合致し、完了検査に合格した報告書があるはずと主張しているが、非公開部分について不服申立していないものと認められるので、以下、本件公文書以外の本件公開請求に係る公文書の存否について検討する。

当審査会において、本件業務委託に関する完了検査に係る復命書に添付された報告書と本件公開請求への対応のために非公開処理した写しを比較、確認したところ、その構成、体裁等に相違はなく、実施機関の完了検査に係る報告書がこれ以外に存在する特段の事情は認められない。

以上のことから、実施機関が、本件公開請求に対して、本件公文書を特定し一部公開した決定において、本件公文書を特定したことは、妥当である。

7 審議経過 審議回数 2回

(別 紙)
答申第127号

答 申 書

平成25年5月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、第2に掲げる公文書を特定し一部公開した決定において、当該公文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年3月30日に、平成22年度に河川課が行った流量観測に係る業務委託報告書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成23年4月13日に、「平成22年度水文調査（加賀地区水位・流量観測）業務委託報告書」及び「平成22年度水文調査（能登地区水位・流量観測）業務委託報告書」（以下、併せて「本件公文書」という。）を特定して一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、公開しない部分及び公開しない理由を付して異議申立人に通知した。

（公開しない部分）

受託者の従業員の氏名及び印章

（公開しない理由）

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができる個人情報に該当するため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年4月18日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年3月30日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、委託業務の完了検査において合格した報告書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

公開された報告書は、特記仕様書及び電子納品特記仕様書に合致しない部分が多く、実施機関の完了検査に合格したものとは思えない。

よって、これらに合致し、検査に合格した報告書が別にあるはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件公開請求に係る水文調査は、河川課において、加賀地区及び能登地区の河川に係る水位・流量観測を業務委託により実施するもので、特記仕様書により、月報、高水日報、年報及び報告書を作成、提出するものである。

本件公文書については、特記仕様書及び電子納品特記仕様書に基づいて作成されたもので、平成23年3月31日に完了検査に合格しており、異議申立人の主張するような別の報告書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

平成22年度に河川課が委託して実施した水文調査に係る報告書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

本件処分における非公開情報は、受託者の従業員の氏名及び印章とされている。「印章」とは、通常、印鑑自体を指す言葉であるが、決定の趣旨を勘案し、以下「印影」を指すものと理解してそのように表記する。

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、公開された報告書は電子納品特記仕様書等に合致しておらず、実施機関の完了検査に合格したものとは思えないので、公開された報告書の外に、これらに合致し、完了検査に合格した報告書があるはずと主張しているが、非公開部分について、不服申立していないものと認められるので、以下、本件公文書以外の本件公開請求に係る公文書の存否について検討する。

当審査会において、本件業務委託に関する完了検査に係る復命書に添付された報告書と本件公開請求への対応のために非公開処理した写しを比較、確認したところ、その構成、体裁等に相違はなく、実施機関の完了検査に係る報告書がこれ以外に存在する特段の事情は認められない。

以上のことから、実施機関が、本件公開請求に対して、本件公文書を特定し一部公開した決定において、本件公文書を特定したことは、妥当である。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 3 月 30 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 190 号)
平成 24 年 6 月 18 日	○実施機関（土木部河川課）から理由説明書を受理した。
平成 25 年 3 月 25 日 (第 237 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 25 年 4 月 24 日 (第 238 回審査会)	○事案の審議を行った。